安全運転 ほっとNEWS

2026年12月号

今月のクイズ

令和7年中の飲酒運転による死亡事故率は、飲酒していない場合と比べて約何倍か、次の中から選んでください。

①約2.1倍　②約4.5倍　③約6.9倍

TOKIO MARINE NICHIDO

飲酒運転の危険性

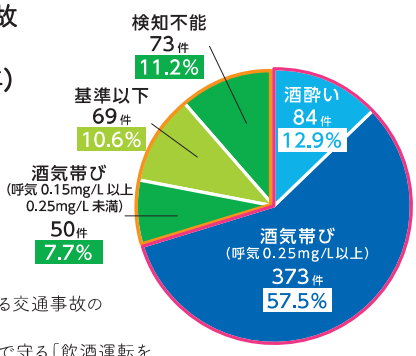
飲酒運転は、さまざまな取組や厳罰化によって減少したとはいえ、いまだに後を絶たず、尊い命が奪われる悲惨な事故が繰り返されています。特に12月は1年の中で飲酒運転による事故件数が最も多く発生する「最も危険な月」です※1。いま一度、飲酒が運転に及ぼす影響と危険性を正しく理解し、飲酒運転根絶に向けて一人ひとりが担う責任の重さを考えてみましょう。

※1 出典：交通事故総合分析センター「交通事故統計表データ(令和7年版)」より

飲酒運転の実態と飲酒による影響

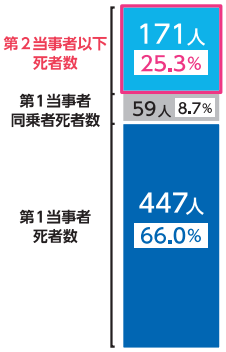
飲酒運転による交通事故は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は横ばい状態が続いています※2。死亡事故の飲酒状況別の内訳をみると、「酒酔い」と「酒気帯び(呼気0.25mg/L以上)」で7割を超える一方、「酒気帯び(呼気0.15mg/L以上0.25mg/L未満)」「基準以下」「検知不能」を合わせると約3割となります(図1)。つまり、明らかに高い濃度のアルコールが検出されたケースだけで事故が起きているわけではありません。「ほんの少しだから大丈夫」「時間がたったから運転できる」というような考えは大変危険です。また、飲酒事故による死者のうち、運転者・同乗者以外の第三者が25%以上を占めています(図2)。飲酒運転は、何の関係もない人の命まで理不尽に奪ってしまうのです。

図1　一般原付以上運転者(第1当事者)の飲酒状況別死亡事故件数・構成率(令和3年～令和7年)



【計 649 件】

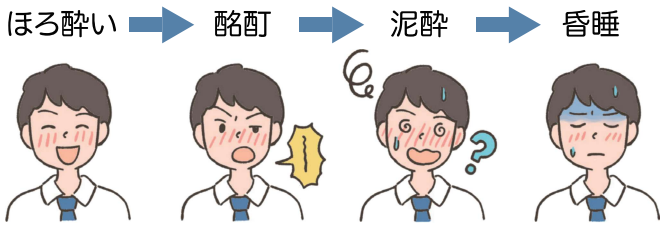
図2　一般原付以上運転者(第1当事者)による飲酒死亡事故の当事者順位別死者数(令和3年～令和7年)



【死者数 677人】

※2 出典：警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」より
図1及び図2 出典：警察庁「みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」」より弊社作成

アルコールは脳や神経の働きに影響を及ぼし、運転に必要なさまざまな能力を低下させます。その影響は飲酒量が増えるほど脳の深い部位にまで及び、段階的に深刻化します。



ほろ酔い

「まだ酔っていない」と感じやすく、飲酒運転を軽く考えて実行してしまうリスクが最も高い段階です。大脳の働きが低下することで集中力・判断力が鈍り、速度や距離の感覚が狂います。反射神経や動体視力にも重大な影響が及ぶため、安全な運転はできません。

泥酔

大脳辺縁系・小脳まで完全にマヒし、まともに立つことすらできません。運転できる状態でないことはもちろん、放置すれば危険を伴うため、速やかに病院へ行く必要があります。

酩酊

感情や運動をつかさどる大脳辺縁系・小脳にまでマヒが広がり、感情の起伏が激しくなり、舌がもつれたり千鳥足になったりします。まっすぐ歩くことすら困難なこの状態での運転は、間違いなく「酒酔い運転」に該当します。

昏睡

脳幹にまでマヒが進み、他者が呼んでも揺すっても反応しません。命に関わる重篤な状態ですので、一刻も早い救急車による搬送が必要です。

参考：一般社団法人 日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」より

飲酒運転の種類と罰則

令和8年7月の道路交通法改正により「酒酔い運転」の要件に数値基準が設けられました。また、数値基準の新設に伴い、危険運転致死傷罪の成立要件も明確化されました。

	要件	罰則	行政処分
酒酔い運転	**呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上** またはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態 ※「0.5mg/L」未満でも「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば酒酔い運転となります。	5年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金	基礎点数　35点 免許取消　欠格期間3年(注)
酒気帯び運転	呼気中アルコール濃度0.15mg/L以上 ※「0.15mg/L」未満でも酒気を帯びて車両等を運転することは法律で禁止されています。	3年以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金	呼気濃度0.25mg/L以上: 基礎点数　25点 免許取消　欠格期間2年(注) 呼気濃度 0.15mg/L以上 0.25mg/L未満: 基礎点数　13点 免許停止　90日

注:「欠格期間」とは、取消処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間をいう。

〈人身事故を起こした場合は『危険運転致死傷罪』が適用される可能性があります〉

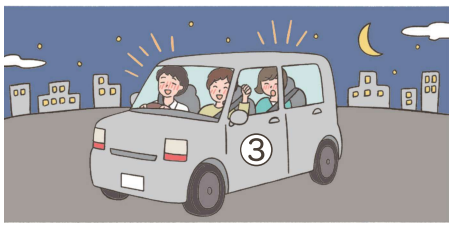
危険運転致死傷罪とは、危険・悪質な自動車の運転を行い、その結果人を死傷させた者を、傷害罪・傷害致死罪に準じた重い法定刑によって処罰する犯罪類型です。

成立要件	罰則
次の①または②の状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合 ①数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態 **呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上** ➡一律に危険運転致死傷罪の対象 ②その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態 ➡①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象	死亡させた場合: 1年以上20年以下の拘禁刑 負傷させた場合: 15年以下の拘禁刑

出典:法務省「危険運転致死傷罪(自動車運転死傷処罰法)の法改正」より

飲酒運転は運転者だけの問題ではありません。飲酒運転を助長するような行為も処罰の対象です。





	要件	罰則
①車両等提供者	飲酒運転をすると知りながら車を貸した人	運転者が酒酔い運転:5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転:3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
②酒類提供者	飲酒運転をすると知りながら酒類を提供した人	運転者が酒酔い運転:3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 運転者が酒気帯び運転:2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
③同乗者	飲酒運転だと知りながら車に同乗した人	

飲酒運転根絶のために

飲酒運転を防ぐために、まず大切なのは「自分が飲酒運転をしない」という、ただそれだけのことです。しかし飲酒運転は、運転する本人の問題だけでは終わりません。車を貸した人、お酒を勧めた人、知っていて同乗した人も、同じように責任を問われます。アルコールは少量であっても判断力や注意力を低下させ、重大事故につながる危険性を高めます。「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「飲酒運転をさせない」――この3つの約束を、自分自身の行動として実践しましょう。飲酒運転を決して許さない意識を、一人ひとりが持ち続けましょう。

今月のクイズの答え　③約6.9倍　出典:警察庁「みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」」より

ご用命・ご相談は･･･

東京海上日動
URL www.tokiomarine-nichido.co.jp
担当営業課

© 2026 東京海上日動火災保険株式会社